

## 富津市地域生活支援拠点の運用が始まりました。

### <目的>

地域には、障がいのある方等を支える様々な資源が存在していますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分とはいえない状況となっています。

今後、障がいのある方等の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障がいのある方等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能を整備します。

### <国が示す地域生活支援拠点における5つの機能>

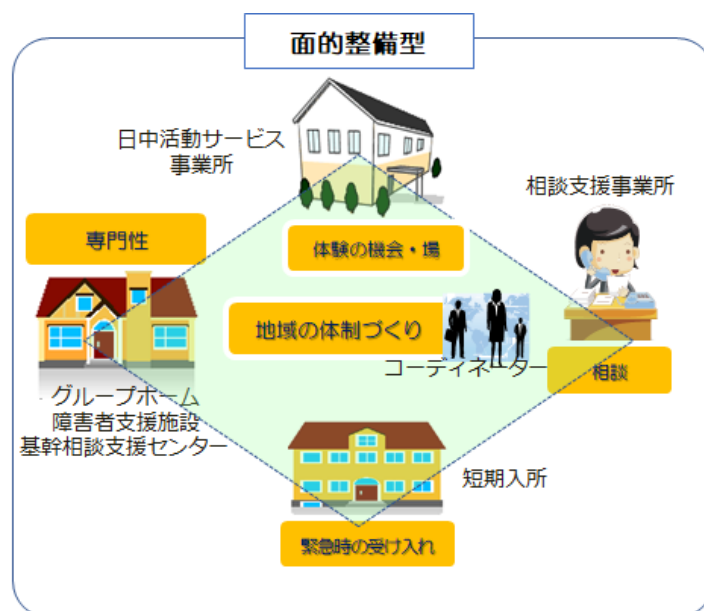
①相談支援	緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
②緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障がい等を有する方、高齢化に伴い重度化した障がい方等に対する専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

☆5つの機能を有機的に結び付け、地域生活支援拠点を円滑に実施するため、**基幹相談支援センター『えこ』**が、全体のコーディネートを行います。

### <地域生活支援拠点の整備手法>

国の示す整備手法は、2類型あり、5つの機能を1つの事業所に集約した「多機能拠点整備型」、地域における複数の事業所が分担して5つの機能を担う「面的整備型」があります。

富津市は、今ある地域資源を活用し、富津市障害者総合支援協議会の各部会の活動を通じて、日頃から各事業者間の連携が図られていることから、地域の異なる専門性のある事業所が機能を分担し、面的な支援を行う体制の「面的整備型」で整備します。



<<地域で関わる皆さまへのお願い>>

在宅で生活する

- ・障がいのある方と両親が高齢(75歳以上で且つ、介護認定を受けている)のみの世帯
- ・障がいのある子がいるひとり親の世帯
- ・障がいのある方のみの世帯

など、緊急性の高い世帯の把握を運用当初の対象者をしますので、身近の方でいましたら、基幹相談支援センター『えこ』まで、ご連絡をお願いします。

なお、上記の対象者を把握次第、順次対象者の枠を拡大します。

< 基幹相談支援センター『えこ』 >

社会福祉法人 薄光会

TEL : 0439-66-2750 (直通)

FAX : 0439-29-7269

Eメール : eco-futtsukikan@hakukou-kai.or.jp